

## 第 1 1 号議案

### 品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

品川区長 濱 野 健

### 品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、区長、委員会の委員もしくは委員または職員（法第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「区長等」という。）の品川区に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 区長等は、当該区長等の損害賠償責任のうち当該損害賠償責任を負う額から次条に規定する額を控除して得た額については、当該区長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、これを賠償する責任を免れるものとする。

(法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の条例で定める額)

第 3 条 法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の条例で定める額は、次の各号に掲げる区長等の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 3 条第 1 項第 1 号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、それぞれ当該各

号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 区長 6

(2) 副区長、教育委員会の教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員または監査委員 4

(3) 職員（前号に掲げる者を除く。） 1

#### 付 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の区長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

（説明）地方自治法の改正を踏まえ、区長等の損害賠償責任の一部免責について、必要な事項を定める必要がある。